

「大阪府在日外国人施策に関する指針の改正案」に対する意見

2023年1月4日

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

箇所	改正案の原文	加筆・修正提案&コメント
「はじめに」の2行目	「2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）に向け、	2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）をきっかけに、
	<理由>	この指針は、住所を定めて暮らす外国人住民を対象としたものであることから、「大阪・関西万博」を契機に、外国から準備や運営のための来訪者が増えることに加えて、開催後も大阪に留まったり、新規来日し暮らし始める人たちが増えるのを想定した冒頭文にすべきです。
「はじめに」の5～6行目	「誰一人取り残さない」グローバル社会の実現が期待されています。	「誰一人取り残さない」グローバル社会の実現が求められ、そのためには人権尊重が不可欠です。
	<理由>	SDGsが人権目標でもあることを明確にすることが重要です。
p2の「在日外国人の人権をめぐり国内外の動向」の7～8行目	その他「難民の地位に関する条約」や「人種差別撤廃条約」が採択されるなど、すべての人の人権尊重に向けた様々な取組みが進められています。 （上記のあとに、右の文章を追加する）	日本が非差別・内外人平等を理念とする国際人権諸条約を締結したことにより、在日外国人の人権状況が大きく前進しました。
	<理由>	日本が締結したことを示す必要があります。国際人権規約および難民条約の締結を契機に、1980年以降に、外国籍住民の人権保障が大きく前進しました。
p3「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	ヘイトスピーチについて	国籍・人種・民族等を理由とする不当な差別的言動であるヘイトスピーチについて
	<理由>	ヘイトスピーチについての説明を付記。
p3の1行目およびP14の6行目	いわゆるヘイトスピーチ	ヘイトスピーチ
	<理由>	「いわゆる」は不要。

p14 の 7 行目	<p>また、ヘイトスピーチについても、引き続き、条例啓発推進月間を中心に、市町村等と連携しながら、啓発を行います。 (上記のあとに、右の文章を追加する)</p>	<p>人種差別的な動機や憎悪に基づく暴力的なヘイトクライム(憎悪犯罪)が発生している事態を踏まえて、ヘイトスピーチならびにヘイトクライムを許さないという府民意識の醸成に努めます。</p>
	<理由>	<p>近年、ヘイトクライムの事件が大阪府内でも起きていることから、ヘイトクライムに関して注意喚起の必要があります。</p>
p4「日本語教育の推進に関する法律」の次に以下を加える		<p>「ビジネスと人権」に関する行動計画 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、2020年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」、そして2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、企業活動における人権尊重の責任が明記されました。</p>
	<理由>	<p>p20の就労に関わる企業に対する啓発の充実に関わるため。</p>
p7の(1)在日外国人数の推移の13~16行目	<p>日本で生まれ育った方々もいます。また、国籍は日本であっても、親が外国籍である方や海外から帰国した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えている方々もいます。</p>	<p>日本で世代を重ねて暮らしている方々もいます。また、国籍は日本であっても、親が外国籍である方や海外から帰国した方、帰化して日本国籍を取得した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えている方々もいます。</p>
	<理由>	<p>3世、4世の在日外国人も多数いることが日本の特徴(植民地出身者に対する戦後処理の有り方という歴史的経過、血統主義による国籍法)であり、そのことを理解していない日本人が結構います。また、海外から帰国した人に加え、帰化して日本国籍を取得した外国ルーツの人たちのことも言及する必要があります。</p>
p8の「国籍・地域別の状況」の6行目	<p>その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。</p>	<p>その多くは、日本の植民地政策により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。それらの人々はサンフランシスコ平和条約の発効に伴い、日本国籍がなくなり、外国人とされまし</p>

	<p><理由></p>	<p>た。</p> <p>歴史的経緯という記述だけでは理解しがたいことから、『社会科 中学校の歴史』（帝国書院）および高校高教科書の『詳解歴史総合』（東京書籍）などを参考に加筆修正しました。大阪府の在住外国人で一番多い特別永住者の存在の理解するためには、この記述は欠くことはできません。日本が朝鮮半島や台湾を植民地支配したという史実は、これまで広く府民が学んできたことです。政府統計ポータルサイトの第1回国勢調査（1920年）の国籍民籍別人口の一覧表では、「植民地人」として「朝鮮人」という項目もあります。</p> <p><参考></p> <p>『社会科 中学校の歴史』（帝国書院、2020年文科省検定済・2022年発行）の記述</p> <p>p265 未来に向けて 人権 在日韓国・朝鮮人</p> <p>「日本の植民地政策などにより、第二次世界大戦の戦争時に日本にいた朝鮮出身者は、およそ200万人といわれています。大半の人々は、終戦後すぐに朝鮮半島へ帰国しましたが、朝鮮本国での生活基盤を失っていたことなどから日本に残留する人も60万人ほどいました。残留した人々は、サンフランシスコ平和条約による日本の独立に伴い、法律によって外国人とされ、日本国籍がなくなりました。彼らは、差別と権利の制限に苦闘しながらも、現在、「在日韓国・朝鮮人」として日本社会の中で暮らしています。」</p> <p>『詳解歴史総合』（東京書籍、2021年検定済）の高校教科書の記述</p> <p>P140～141 「歴史のまなざし 大日本帝国内の人の移動」</p> <p>■1930年代から1945年にかけての帝国内の人の移動</p> <p>帝国日本の拡大は、植民地の人々の移動にも大きな影響を与えた。たとえば朝鮮では、韓国併合直後の1911年には2,000人程度にすぎなかった在日朝</p>
--	-------------------	--

		<p>鮮人は、その後急激に増加し、日本がアジア太平洋戦争に敗れた 1945 年には、朝鮮人人口の約 1 割にあたる約 200 万人まで達した。(中略)</p> <p>朝鮮人が渡日した理由は、1939 年以前とそれ以降とは大きく異なる。1939 年以前には、鉱工業が発展する日本内地に就業機会を求める朝鮮人が移動した。最初は男性が単身で渡日することが多かったが、日本での生活が安定するとともに家族をよび寄せたため、日本に住む朝鮮人女性の数も次第に増えていった。</p> <p>しかし、1939 年以降は日本内地の労働力不足を補うために、朝鮮総督府が立てた労務動員計画にもとづいた朝鮮人の渡日が政策としてうながされるようになった。また、約 70 万人が朝鮮総督府の行政機関や警察の圧迫などによって日本本土に強制連行され、過酷な環境での労働を強制された。</p> <p>■1945 年以降の人の移動</p> <p>・・・日本国内からは 100 万人をこえる旧植民地出身者が朝鮮や台湾へ戻ったが、持ち帰れる資金や荷物が制限され、帰国後の生活が容易ではなかったことなどから、約 60 万人の朝鮮人はその後も日本にとどまった。</p>
<p>p10 の「外国人雇用状況」の 2 行目</p>	<p>「外国人雇用状況」の届出状況によると、</p>	<p>「外国人雇用状況」の届出状況（特別永住者の雇用は含まない）によると、</p>
	<p><理由></p>	<p>誤解を生まないために、特別永住者の届出は法律で求められていないことを注記する。</p>
<p>p12 の「人権尊重意識の高揚と啓発の充実」の 1 行目</p>	<p>大阪府が実施した「人権意識に関する府民意識調査」</p>	<p>在日外国人を対象とした調査実施を提案します。</p>
	<p><理由></p>	<p>この「府民意識調査」は、住民基本台帳データから標本を抽出しており、在日外国人が含まれている可能性はあるものの、あくまでも日本人を主対象にした調査になっていると思われます。在日外国人施策を有効なものにするために、当事者である外国人を対象とする調査を実施して、意識やニーズを把</p>

		握する必要があります。
p13 の 13～14 行目	誰もが触れ、理解できる機会の提供に努めます。	誰もが触れ、理解できる機会の提供や、在日外国人が自らのアイデンティティに尊厳を感じ、肯定的に受けとめることができる取り組みの充実に努めます。
	<理由>	マジョリティ側の日本人に対する理解促進、差別偏見の解消の取り組みとともに、差別や偏見が存在する社会の中でマイノリティである在日外国人が自らの存在を肯定できる取り組みがぜひ必要です。
p14 「府民啓発の充実・相互理解の促進」の 4 行目の後に加筆		外国人府民が自らのアイデンティティを肯定的に受けとめ、日本人府民と対等な関係を築くことを目的とする啓発の取り組みを応援します。
	<理由>	マジョリティ側の日本人に対する理解促進、差別偏見の解消の取り組みとともに、差別や偏見が存在する社会の中でマイノリティである在日外国人が自らの存在を肯定できる取り組みがぜひ必要です。
p.15 の「相談機能の充実」の後に加筆		外国人の中でも女性・子ども・障害者・高齢者など、より脆弱性を抱え、複合的な差別を被る可能性がある人たちの状況に留意した相談活動に努めます。 たとえば、在留資格にかかわらず、性暴力や DV をはじめとする暴力の被害にあっている外国籍女性に対し、適切な相談や保護、支援を提供することなどに留意します。
	<理由>	外国人であり、かつ女性・子ども・障害者・高齢者など社会的脆弱な層に属する人たちの人権を守るためには、相談活動においても複合差別の視点が必要です。 <参考> <u>2022 年 11 月の自由権規約委員会による日本についての総括所見</u> 「性暴力および DV を含む女性に対する暴力」の項目（パラグラフ 19）の勧告。 19. 前回の勧告を想起し、締約国は女性と少女に対するあらゆる形態の暴力

		<p>を防止し、闘い、根絶するための取り組みを強化すべきである。特に、以下に述べる必要な措置を講じるべきである。</p> <p>(a) 法執行官、検察を含む司法、出入国在留管理庁、その他の関連する国の部署および一般市民に対する DV 対策に関する研修、教育および意識啓発プログラムをさらに強化すること。</p> <p>(c) 移民の法的地位にかかわらず、すべての被害者に迅速かつ適切な援助、支援サービスおよび保護が提供されることを確保すること。</p> <p>(d) 女性に対する暴力について、その保護を確保する措置に効果的に的を絞ることができるよう、人種または民族ごとに細分化した統計データを収集するための信頼できるシステムを確立すること。</p>
p22 の 6 行目	また、在日外国人の児童・生徒が課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成します。	また、在日外国人の児童・生徒が課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を整備したり、同じ立場の仲間と安心して集える居場所作りを支援します。
	<理由>	課外の自主活動の場は、自らのルーツに関する歴史・文化の学習のみならず、差別や偏見、孤立を克服するための安心できる居場所作りとしても重要な役割があります。
p23 3～6 行目「国際理解教育・在日外国人教育の充実」の箇所	また、外国籍の子どもたちへの就学支援については、日本語以外の言語で就学案内を送付したり、案内に対して返信がない場合は個別に家庭訪問するなど、・・・	また、外国籍の子どもたちへの就学支援については、2022 年 3 月発表の文科省の「外国人の子供の就学状況等調査結果について」の結果を踏まえて、日本語以外の言語で就学案内を送付したり、案内に対して返信がない場合は個別に家庭訪問するなど、・・・
	<理由>	2022 年 3 月発表の文科省の「外国人の子供の就学状況等調査結果について」では、「学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況について」の「⑤就学状況把握できず」に関し、大阪府においては 1,154 人であり、不明者が非常に多いというゆゆしき結果です。

<p>p23 の 7～8 行目の「在日外国人教育の充実」</p>	<p>さらに、外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>さらに、朝鮮学校を含むすべての外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。</p>
	<p><理由></p>	<p>学校法人大阪朝鮮学園は、1974 年度から大阪府による助成を受けるようになり、1991 年度から「私立外国人学校振興補助金」の交付を毎年受けてきたものの、2012 年 3 月に不交付を決定し、補助金を受け取れないまま現在に至っています。上記の記述は、実態を反映していません。</p> <p><参考></p> <p>2018 年の人種差別撤廃委員会による日本についての総括所見 在日韓国・朝鮮人の状況 パラグラフ 22 (前略) 委員会は、韓国・朝鮮人の生徒の差別のない平等な教育の機会を保障するため、「朝鮮学校」が高等学校等就学支援金の支給にあたり不公平な取扱いをされないことを保証すべきという前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 19)を繰り返す。(後略)</p>
<p>p23 「地域・府政への参画促進」の最後に「国への要望」として追加</p>		<p>特別永住者をはじめ日本に定着して暮らす外国人の地方参政権付与のための法整備を国に要望します。</p>
	<p><理由></p>	<p>在日外国人の府政への参画は、意見を求める仕組みを整備することだけでなく、権利行使の主体として地方参政権を保障する必要があります。</p> <p><参考></p> <p><u>2018 年の人種差別撤廃委員会による日本についての総括所見</u> 在日韓国・朝鮮人の状況 パラグラフ 22 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004 年) に留意し、委員会は、締約国に対し、数世代にわたり日本に在留する韓国・朝鮮人に対し、地方参政権及び公権力の行使又は公の意思の形成への参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めることを勧告する。(後</p>

		<p>略)</p> <p><u>2022年11月の自由権規約委員会による日本についての総括所見</u></p> <p>マイノリティの権利 パラグラフ 43</p> <p>(前略) 植民地時代から日本に居住する在日コリアンとその子孫を、利用できるはずの複数の支援プログラムや年金制度の利用から妨げている障壁を取り除き、永住コリアンとその子孫に地方選挙での投票権を認めるよう関連法の改正を検討すべきである。</p>
--	--	---